

被害実態踏まえ判断を

第3次嘉手納
爆音訴訟 原告側が強く訴え

米軍嘉手納基地に離着陸する米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償を国に求めて、同基地周辺の2万2058人の住民が原告となった第3次嘉手納爆音訴訟の第2回弁論が19日、那覇地裁沖縄支部(遠藤真澄裁判長)で行われた。

原告側は「基地形成、維持の歴史は日本本土による沖縄差別の歴史」と説明。過去2度にわたる訴訟では、爆音が違法状態と認定されながら、米軍の運用を日本が制限できない「第三者行為

論」により飛行差し止めがかなわない不条理を主張した。また、騒音状況の把握には、その数値のみに着目すべきでなく、米軍機の運用と住民生活における爆音被害の実態を結び付けて判断するよう訴えている。

国側は準備書面で、同基地における米軍機の保有、運行権限は米軍の専権に属していると説明。米軍側は「無配慮、無規制な飛行場の管理や航空機管理を行っておらず、内部の管理規則に従い、安全を十分考慮し

た運航を行っている」と承知している」とした。